臨時技師の勤務条件等

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 【臨時技師】 献立作成や食に関する指導等 |
| 任用形態 | 期間の定めあり岬町立小学校の栄養職員に欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時的任用  （育児休業代替等の場合は、任期付採用）を行います。任用期間内は､毎日勤務していただきます。(原則、週休日･休日を除きます) |
| 条件付  採用期間 | 【臨時的任用】 条件付採用期間なし  【任期付採用】 条件付採用期間あり（１年） |
| 勤務地 | 岬町立学校給食センター |
| 給与等 | 【基本給与（給料+地域手当）】大阪府の職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。  （参考）   臨時技師：大学新卒（４年制） 約189,800円   ※経歴その他に応じて一定の基準により加算（ただし、加算の対象となるのは55 歳までとなります。）。 |
| 【昇給】  なし  ※任用の都度、給料月額が決定されます（更新する場合を除く。）。ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。 |
| 【諸手当】  扶養手当､住居手当､通勤手当､期末手当､勤勉手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じ支給。  ※大阪府の職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。 |
| 【退職手当】大阪府の職員の退職手当に関する条例等に基づき支給されます。  引き続き6 月以上の期間を勤務した場合は､一般の退職手当が支給されます。  新たな任用が引き続く場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給します。 |
| 支払日 | 【基本給与・諸手当】  月の1日から末日までの期間について、17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日）に、その月の月額が支給されます。 |
| 【退職手当】  一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から1月以内に支給されます。 |
| 勤務時間  休暇等 | 【勤務時間（原則）】  週当たり38 時間45 分  （月～金／勤務日、土・日／週休日、祝日・12/29～1/3／休日）  8 時00 分から16 時30 分（休憩時間45 分：11 時00 分から14 時00 分までの間に置く）  ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。 |
| 【時間外勤務及び休日勤務】 あり |
| 【休暇】  年次有給休暇は1年間につき20日付与。  計算式（任用期間の日数÷365日※）×20日（小数点以下は切り捨て）  ※大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に準じます。  特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。（例）結婚休暇、服喪休暇、子の看護休暇等 |
| 保険等 | 【雇用保険】  任用期間が31日以上6月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない方は加入。  　なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当（※雇用保険の失業給付 に相当する職員の退職手当に関する条例上の制度）」については、引き続く勤続期間が 12 月以上 （65 歳以上で退職する者は 6 月以上）で一定の要件を満たす場合に対象になります。 |
| 【健康保険及び年金制度】  任用の日から健康保険制度については、公立学校共済組合の組合員となります。公立学校共済組合で は、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）や人間ド ックなどの保健事業等を行っています。  ※公立学校共済組合大阪支部の HP（<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>）  なお、年金制度については、採用形態により加入する制度が異なります。  【臨時的任用】 健康保険：公立学校共済組合  年金制度：一般厚生年金（日本年金機構）適用  　〔年金受給の注意事項〕：老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となりま す。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に 応じて一部又は全部が支給停止となります。  【任期付採用】 健康保険：公立学校共済組合  年金制度：公立学校共済組合  〔年金受給の注意事項〕：(1)経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付（年金払い退職給　付） は全額支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」  の受給 者は、職域年金部分が全額支給停止となります。  (2)老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止  となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金  部分が給 与に応じて一部又は全部が支給停止となります。  【児童手当】  任期付講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険及び年金制度について適用の場合は、大阪 府から支給します。但し、任用後 15 日以内に手続きが必要です。  講師や臨時講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険に加入、年金制度について一般厚生年 金（日本年金機構）適用の場合は、市町村での支給となります。既に市町村から支給されている者が講 師や臨時講師等に任用された場合は引続き市町村での支給となりますので、手続は不要です。 詳細は大阪府教育庁学校総務サービス課にお問い合わせください。  06-6941-0351（代表）内線：3417（府立学校）内線：5448（市町村立学校） |
| 【介護保険】  40 歳以上65 歳未満の方は､介護保険第2 号被保険者となりますので､介護掛金の徴収があります。 |
| 【災害補償】  地方公務員災害補償法（昭和42 年法律第121 号）の定めるところによります。 |
| 服　務 | 地方公務員法（昭和25 年法律第261 号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。 |
| 任命権者 | 大阪府教育委員会 |